2)　施工地域，工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ）施工地域，工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第 1（第 1 表～第 4 表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお，コンクリートダム，フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（%）
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

（注 1）施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地　　　　　：施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。
DID 地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。

地方部　　　　　：施工地区が上記以外の地区をいう。

（注 2）施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：1.施工場所において，一般交通の影響を受ける場合
2.施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合
3.施工場所において，50m 以内に人家等が連なっている場合

（注 3）施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となる場合には，補正値の大きい方を適用する。

また，平成 27 年 4 月 1 日以降は，次の施工地域，工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第 1（第 1 表～第 4 表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

ロ）共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値）

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数）

ただし，共通仮設費率は別表第 1 の第 1 表～第 4 表による。

3)　その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については，工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2-7　技術管理費

(1)　技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

1)　品質管理のための試験等に要する費用
2)　出来形管理のための測量等に要する費用
3)　工程管理のための資料の作成等に要する費用
4)　1)～3)に掲げるもののほか，技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2)　積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の 1)，2)，3)のうち下記項目とする。

1. 品質管理基準に記載されている項目に要する費用
2. 出来形管理のための測量，図面作成，写真管理に要する費用
3. 工程管理のための資料の作成等に要する費用
4. 完成図，マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
5. 建設材料の品質記録保存に要する費用
6. コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
7. コンクリートの単位水量測定，ひび割れ調査，テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
8. PC 上部工，アンカー工等の緊張管理，グラウト配合試験等に要する費用
9. トンネル工（NATM）の計測 A に要する費用
10. 塗装膜厚施工管理に要する費用
11. 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
12. 施工管理で使用する OA 機器の費用
13. 品質証明に係る費用（品質証明費）

（平成 27 年 4 月 1 日以降）
12. 施工管理で使用する OA 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）

上記以外で積上げする項目は，次の各項に要する費用とする。

（イ）特殊な品質管理に要する費用
・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
・地質調査：平板載荷試験，ボーリング，サウンディング，その他原位置試験
（ロ）現場条件等により積上げを要する費用
・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
・試験盛土等の工事に要する費用，トンネル（NATM）の計測 B に要する費用
・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
（ハ）施工合理化調査，施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
（ニ）その他，前記イ，ロに含まれない項目で，特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2)　大都市を考慮した現場管理費率の補正

イ）大都市を考慮した現場管理費率の補正は，以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第 1 表，第 2 表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお，以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

（注）施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市，仙台市，さいたま市，川口市，草加市，千葉市，市川市，船橋市，習志野市，浦安市，東京(23 区)，八王子市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，広島市，北九州市，福岡市のうち，施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは，施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

ロ）施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となり，そのうち大都市を含む場合は，大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

3)　施工地域，工事場所を考慮した現場管理費率の補正

施工地域，工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第 1（第 1 表～第 4 表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお，コンクリートダム，フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（%）
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

（注 1）施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地　　　　　：施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区をいう。
DID 地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島　：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区，及びこれに準ずる地区をいう。

地方部　　　　　：施工地区が上記以外の地区をいう。

（注 2）施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：1.施工場所において，一般交通の影響を受ける場合
2.施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合
3.施工場所において，50m 以内に人家等が連なっている場合

（注 3）施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において，地域区分が 2 つ以上となる場合には，補正値の大きい方を適用する。

また，平成 27 年 4 月 1 日以降は，次の施工地域，工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第 1 の現場管理費率標準値に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

ただし，現場管理費率標準値は，別表第 1（第 1 表～第 4 表）による。

補正値は，(3) 1) 施工時期，工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び (3) 3) 施工地域，工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第 1　現場管理費率標準値（平成 27 年 4 月 1 日以降は（　）の値）

第 1 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	38.13(42.02)	862.8(1,169.0)	-0.1979(-0.2110)	14.28(14.75)
河川・道路構造物工事	25.89(28.22)	40.0 (52.6)	-0.0276(-0.0395)	22.58(23.20)
海岸工事	24.58(26.90)	78.3 (104.0)	-0.0735(-0.0858)	17.07(17.57)
道路改良工事	29.53(32.73)	57.8 (80.0)	-0.0426(-0.0567)	23.91(24.71)
鋼橋架設工事	36.07(39.06)	81.6 (105.6)	-0.0518(-0.0631)	27.89(28.56)
PC 橋工事	27.79(30.09)	88.1 (113.1)	-0.0732(-0.0840)	19.33(19.84)
舗装工事	36.27(39.39)	480.3 (622.2)	-0.1639(-0.1751)	16.08(16.52)
砂防・地すべり等工事	40.98(44.58)	987.6(1,281.7)	-0.2019(-0.2131)	15.05(15.48)
公園工事	38.88(41.68)	293.3 (366.3)	-0.1282(-0.1379)	20.58(21.03)
電線共同溝工事	53.77(58.82)	1,686.2(2,235.6)	-0.2186(-0.2308)	18.18(18.72)
情報ボックス工事	48.51(52.66)	1,214.2(1,570.0)	-0.2043(-0.2154)	17.60(18.08)

（注）基礎地盤から堤頂までの高さが 20m 以上の砂防堰堤は，砂防・地すべり等工事に 2%加算する。

第 2 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	47.02(51.14)	264.7 (316.8)	-0.1191(-0.1257)	29.51(31.27)
河川維持工事	38.42(41.28)	142.6 (166.7)	-0.0904(-0.0962)	26.97(28.34)

第 3 表

対象額 / 適用区分 / 工種区分		1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	45.93(48.95)	290.8 (367.7)	-0.1145(-0.1251)	25.04(25.23)
	(2)	35.00(37.50)	85.9 (110.6)	-0.0557(-0.0671)	26.06(26.28)
トンネル工事		41.15(43.96)	159.6 (203.6)	-0.0841(-0.0951)	26.35(26.56)
下水道工事	(1)	30.29(33.46)	35.3 (50.8)	-0.0095(-0.0259)	28.80(29.17)
	(2)	34.43(36.91)	166.3 (213.5)	-0.0977(-0.1089)	20.52(20.73)
	(3)	29.71(31.58)	38.7 (48.4)	-0.0164(-0.0265)	27.24(27.44)

第 4 表

対象額 適用区分 工種区分	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし，変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	21.73(22.60)	229.7　(301.3)	-0.1208(-0.1327)	15.47(15.56)
フィルダム	31.70(33.08)	123.8　(166.5)	-0.0698(-0.0828)	26.05(26.20)

(8)　算定式

Jo＝A・Np^b　　　　ただし，Jo：現場管理費率（%）
　　　　　　　　　　　　　Np：純工事費（円）
　　　　　　　　　　　　　A，b：変数値

（注）1．Jo の値は，小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2．対象とする純工事費については，「2．共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ）」及び「2．共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第 1　　一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%

（平成 27 年 4 月 1 日以後）

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]Gp＝－2.57651×LOG（Cp）＋31.63531（%）　　ただし，Gp：一般管理費等率（%）
Cp：工事原価（単位円）

（平成 27 年 4 月 1 日以後）

[一般管理費等率算定式]Gp＝－4.63586×LOG（Cp）＋51.34242（%）

（注）1. Gp の値は，小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
2. 対象とする工事原価については，「第 2 章 2)間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ）」及び「第 2 章 2)間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第 2　　一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）別表第 1 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表第 3　　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(%)
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（建設工事請負契約約款第 4 条を採用する場合）。	0.04
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

（注）1. ケース 3 の具体例は以下のとおり。
設計金額（消費税等を含む。）が 250 万円以下の請負契約
2. 契約保証費を計上する場合は，原則として当初契約の積算に見込むものとする。